

福島市の中核市移行に伴う居宅サービス等の権限移譲について

1 経緯

福島市が平成30年4月から中核市に移行することに伴い、介護保険法第203条の2の大都市の特例により、指定権限が移譲される。

2 平成30年4月前後の届出等について

(1) 新規指定

ア 平成30年4月1日指定予定の事業所 福島県（保健福祉事務所経由）～提出（受付終了）

イ 平成30年5月1日指定予定の事業所 福島市～提出

(2) 指定更新

ア 平成30年3月31日までに有効期間満了の事業所 福島県（保健福祉事務所経由）～（受付終了）提出

イ 平成30年4月1日以降有効期間満了の事業所 福島市～提出

(3) 各種届出

ア 平成30年3月31日までに提出 福島県（各保健福祉事務所経由）～提出

イ 平成30年4月1日以降に提出 福島市～提出

※報酬変更届出についての注意点は資料2を参照のこと。

(4) 処遇改善加算関係について

福島市のみで事業所を運営している事業者については、今後は原則福島市ののみへ届出を提出することとなるが、計画年度によって下記のとおり取り扱う。

ア 処遇改善計画書

- ・平成30年度分（平成30年2月末（受付終了）までに提出） 福島県（保健福祉事務所）～提出

- ・平成31年度分（平成31年2月末（予定）まで提出）以降 福島市～提出

（福島市以外でも事業所を運営している場合については、その事業所を所管する指定権者毎に計画書を提出）

イ 処遇改善実績報告書

- ・平成29年度分（平成30年7月末までに提出）以降 県（保健福祉事務所へ）

- ・平成30年度分（平成31年度に提出）以降 福島市～提出

（福島市以外でも事業所を運営している場合については、その事業所を所管する指定権者毎に実績報告書を提出）

3 中核市移行後の指定関係手続きの問合せ窓口

福島市役所長寿福祉課（長寿福祉係） 024-525-7656